

## 運動型デイサービスとその他の介護予防生活支援サービスとの併用について

### 運動型デイサービスとその他の介護予防生活支援サービスとの併用

	総合事業訪問介護 (相当サービス)	生活支援訪問介護 (緩和サービス)	短期集中 訪問サービス	総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	運動型デイサービス (緩和した基準)	短期集中 通所サービス
総合事業訪問介護 (相当サービス)		×	▲	○	○	●
生活支援訪問介護 (緩和サービス)	×		▲	○	○	●
短期集中訪問サービス	▲	▲		■	×	△
総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	○	○	■		×	▼
運動型デイサービス (緩和した基準)	○	○	×	×		×
短期集中通所サービス	●	●	△	▼	×	

**運動型デイサービスは、他の通所型サービスと短期集中訪問サービスとの併用はできません。**